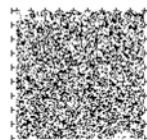


# 東京都 の 監査 の あらまし

令和5年実施結果

東京都監査委員

Audit and Inspection  
Commissioners of the Tokyo  
Metropolitan Government



# 目次

## 東京都の監査

1	東京都の監査と監査委員	.....	1
2	監査の観点・効果	.....	2
3	監査委員が行う監査	.....	3
4	監査の流れ	.....	3
5	監査事務局	.....	5

## 令和5年の監査

1	定例監査	.....	6
2	工事監査	.....	8
	コラム（監査により安全性が確保されたもの）	.....	10
3	財政援助団体等監査	.....	11
4	行政監査	.....	13
5	決算審査等	.....	15
6	住民監査請求に基づく監査	.....	17
7	改善措置	.....	19

### お問合せ

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号都庁第一本庁舎 北塔41階

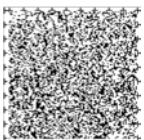
E-mail S9000052@section.metro.tokyo.jp

#### 【監査一般、局HPに関すること】

総務課 企画担当 電話 03（5320）7017 〈直通〉

#### 【住民監査請求に関すること】

総務課 調査担当 電話 03（5320）7015 〈直通〉



このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」です。コードの位置を示すため、切り込みを入れています。このコードを専用の読み上げ装置やアプリで読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



## キャラクター紹介

監査に興味がある  
アシカの『かんちゃん』



監査をもっと知りたい  
アシカの『さっちゃん』

監査事務局長の  
『ペリかん局長』



監査委員の  
『シロクマ先生』



『イッカちゃん』  
監査第一課の職員

『ニカちゃん』  
監査第二課の職員



『サンカちゃん』  
監査第三課の職員



『ギカちゃん』  
技術監査課の職員



『ソウムちゃん』  
総務課の職員



んー…。ダメなあ！どうやって調べればいいんだろ…。



どうしたの、かんちゃん？珍しくお勉強中？

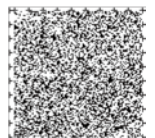
東京都では、令和5年の1年間に、**569か所**で監査を実施して、**266件**の指摘や意見・要望をしたって聞いたんだ！  
それで気になって監査のこと調べようと思ったんだけど、  
難しくて全然わからないんだ。



私も「監査」って言葉は知ってるけど、具体的にどんなことをしているのか全然イメージできないよね。



そんな君たちにぴったりの本があるんだよ。  
この「東京都の監査のあらまし 令和5年実施結果」を  
使って、一緒に東京都の監査について学んでみましょう！



## 1 東京都の監査と監査委員

監査委員って  
どんな人なの？



監査とは、都の行財政が公正かつ効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。地方自治法により、知事から独立した公平な立場で都の監査を担うために設置されているのが「監査委員」です。

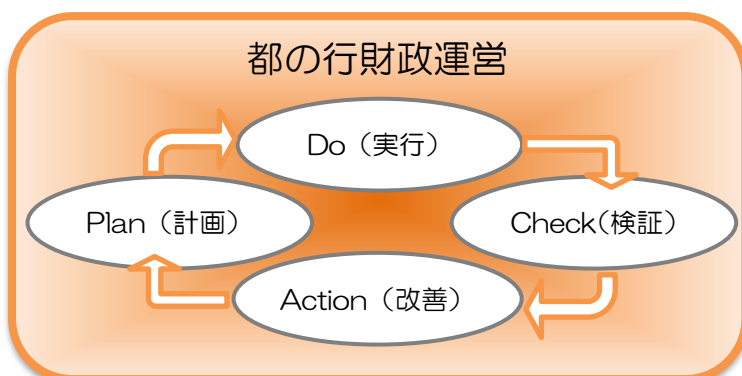
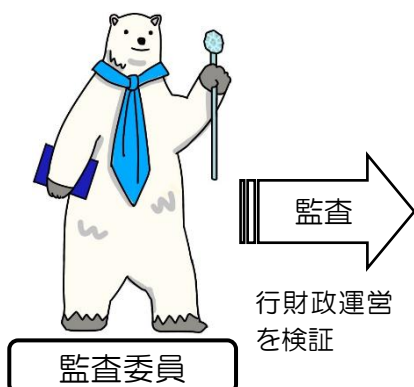
監査委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する「識見選任委員」と、都議会議員の「議員選任委員」からなり、知事が議会の同意を得て選任します。都では、「東京都監査委員条例」により、3人の識見選任委員と2人の議員選任委員が選任されています。

<令和7年2月20日現在の委員構成>

氏名	区分	就任年月日	任期
龍円 あいり (りゅうえん あいり)	議員選任委員 (主査監査委員・非常勤)	令和6年10月5日	議員の任期
小磯 善彦 (こいそ よしひこ)	議員選任委員 (非常勤)	令和7年2月20日	議員の任期
茂垣 之雄 (もがき ゆきお)	識見選任委員 (代表監査委員・常勤)	令和元年12月21日 (令和5年12月21日再任)	4年
後藤 靖子 (ごとう やすこ)	識見選任委員 (非常勤)	令和5年10月15日	4年
小粥 純子 (こがゆ じゅんこ)	識見選任委員 (非常勤)	令和6年7月7日	4年

監査委員は、都の行政事務や事業、工事などについて、正しく効率的に行われているか、サービス向上が図られているかなどを検証し、問題点を指摘して改善を求めています。その結果は議会に報告し、ホームページなどで公表しています。

これらの取組を通して、都政に対する都民の信頼確保に努めています。



2 監査の観点・効果

監査すると  
何が良くなるの？



監査の実施や報告等について定めた「東京都監査委員監査基準」に基づいて、**合规性**、**経済性**、**効率性**、**有効性**の4つの観点などから検証・評価を行っています。



監査の効果として、次のようなものが挙げられます。

◎是正・改善

適正・適切でない事項について指摘等を受けた部署は、誤りの原因などを分析し、問題点を改善します。

◎再発防止

マニュアルやチェックリストの作成など、再発防止の観点から仕事の進め方の見直しが行われます。

◎他部署への波及効果

指摘等を受けた部署以外の部署で類似の事務を行っている場合、指摘等を参考に事務改善が図られます。

◎将来への波及効果

過去に指摘されたものと同じ誤りがないか、組織内部で点検するなどの取組が行われます。

◎けん制による抑止

日頃業務を行うに当たり、監査で見られることも意識され、適正な事務処理につながります。

◎予算への反映

監査結果を反映して予算編成が行われるなど、業務改善を促す効果があります。





どんな監査があるの？



## 3 監査委員が行う監査

監査委員は、地方自治法などの法令や東京都監査委員監査基準により、様々な種類の監査を行っています。主な監査の種類は、次のとおりです。

監査の種類	概要
定例監査	都の事務及び事業の全般を対象とした監査
工事監査	都が実施する工事等を対象に、技術面から行う監査
財政援助団体等監査	都が出資や補助金等を交付している団体を対象に、対象事業が出資や補助等の目的に沿って行われているかについて行う監査
行政監査	特定の事務又は事業を選定して行う監査
決算審査	知事からの審査依頼により、決算の数値が正しいか確かめる審査
基金運用状況審査	知事からの審査依頼により、定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査
例月出納検査	各会計の現金出納や現金保管が、正しく行われているかについて行う検査
健全化判断比率・資金不足比率審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく知事からの審査依頼により、都の財政状況を表す指標に対し行う審査
内部統制評価報告書審査	知事からの審査依頼により、都の内部統制評価報告書について行う審査
住民監査請求に基づく監査	都の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるとして、都民から監査請求がされたものについて行う監査

## 4 監査の流れ

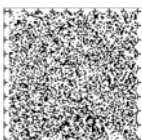
監査委員は、1月～12月の暦年単位で監査を実施しています。

12月頃に「監査基本計画」が定められ、次の1年間の監査の基本方針や実施時期が定められます。基本計画に基づき、個々の監査について「監査実施計画」を策定し、都の各部所等に対して監査を行います。

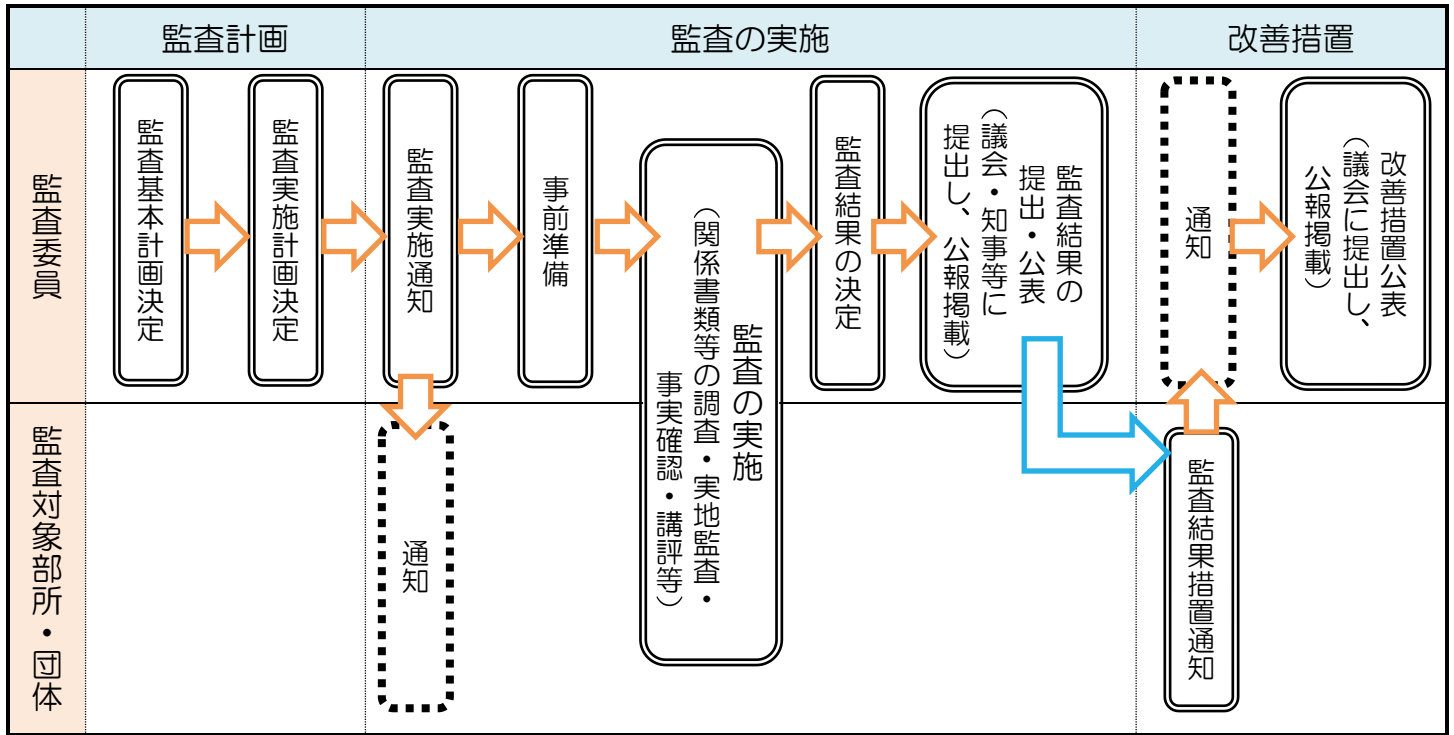
実地監査の中で、適正・適切でない事項を発見した場合、改善を求める指摘や意見・要望を行います。監査の結果は報告書に取りまとめられ、議会・知事等に提出されるとともに、東京都公報やホームページ等で公表されます。

監査結果の公表後、指摘や意見・要望を受けた部所等は改善措置を行います。

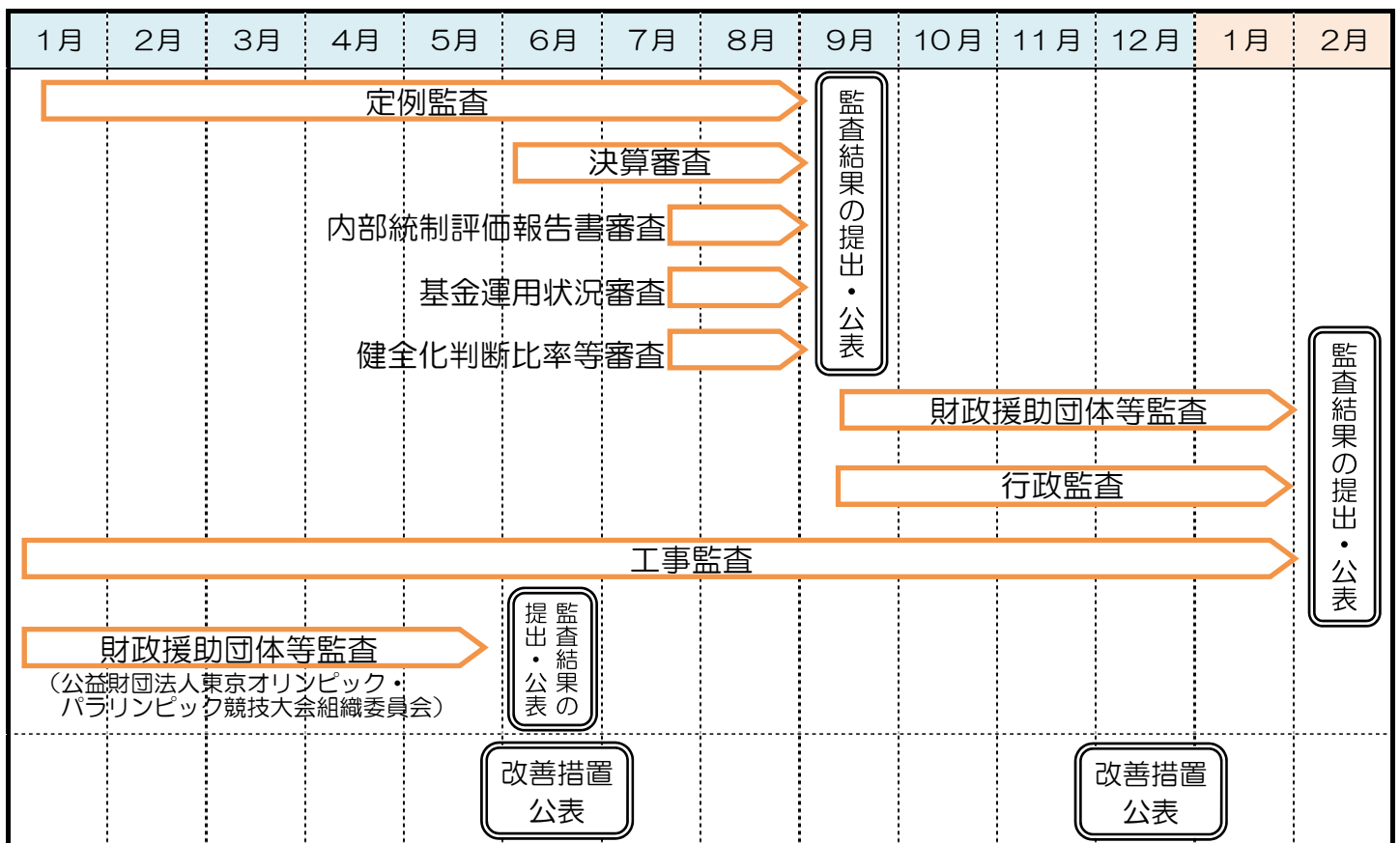
監査委員は年2回、各部所等に状況報告を求めるとともに、講じられた改善措置については通知を受け、これを公表することでフォローアップに努めています。



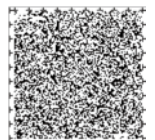
● 監査事務の流れ（住民監査請求に基づく監査を除く）



● 各監査の実施期間（令和5年）



- ・ 例月出納検査は毎月1回実施し、都議会定例会に合わせて3か月ごとに公表
- ・ 住民監査請求に基づく監査は都民からの請求に基づき、随時実施、公表



5 監査事務局

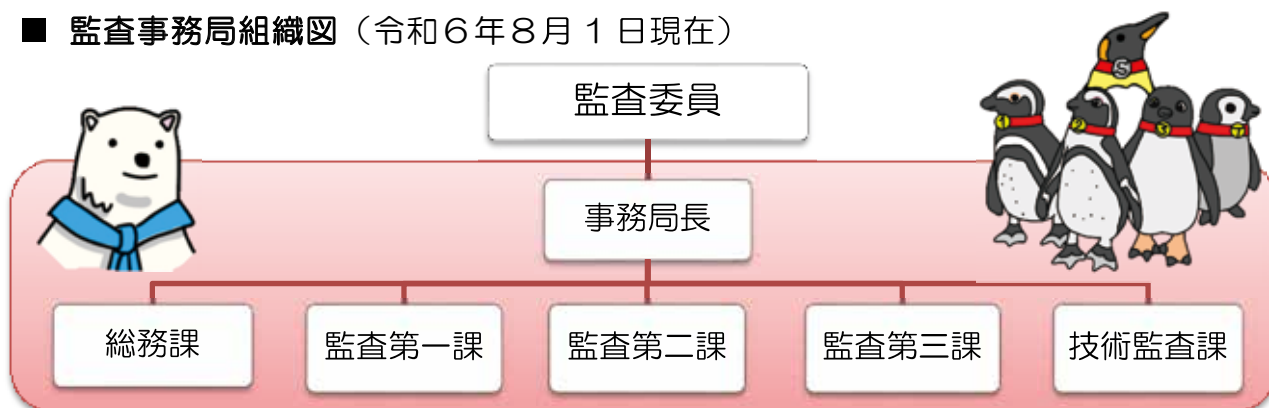
都では、監査委員の補助機関として監査事務局が設置され、監査委員の指揮監督のもと、職員が監査を行っています。

監査事務局には5つの課があり、職員定数は89人となっています。

都の各部署等で実務経験を積んだ職員が配属されており、一般事務職のほか、4職種（土木、建築、機械、電気）の技術職員もいます。

また、監査の専門性の強化と、民間監査経験による知見の活用を積極的に図るため、平成19年7月から公認会計士を任期付職員として採用しています。

■ 監査事務局組織図（令和6年8月1日現在）



【監査専門委員】

平成30年4月1日に地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、専門の学識経験を有する者を監査専門委員に選任できる仕組みができました。

令和5年は、工事監査において技術士資格のある人や、住民監査請求において弁護士資格のある人を監査専門委員に選任し、助言を受けるなど監査専門委員制度を活用しました。

○ 外部監査について

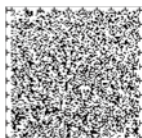
地方公共団体の監査には、監査委員が行う監査のほかに、外部監査人が行う外部監査があります。外部監査は、公認会計士、弁護士などの資格のある人が、第三者の立場から、専門家としての知識・経験を活かして実施するものです。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の2種類があります。

監査の種類	概要
包括外部監査	外部監査人が都の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の中から、任意にテーマを選定して毎年実施
個別外部監査	住民、議会、知事からの請求又は要求があった事案について、外部監査人が実施

専門性を活かした外部監査人の監査と、行政全般にわたり検証を行う監査委員による監査とが相互に配慮し、行政に対するチェック機能を果たしています。

包括外部監査に関する事務については、都では総務局が所管しています。





## 1 定例監査

令和5年は、主に令和4年度の事業執行分について、本庁の143箇所、事業所293箇所に対し監査を実施し、116件の指摘、2件の意見・要望を行いました。（実施箇所率：本庁100%、事業所40.2%）

指摘等118件を区分別に整理すると、表のとおりです。

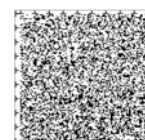
項目	区分	件数	主な内容
歳入 (収入)	会計処理	1件	徴収事務委託に係る調定額等の登録を適正に行うよう求めたもの
	債権管理	6件	診療費等の滞納整理を適正に行うよう求めたもの
	都税	1件	土地の用途の認定を適正に行うよう求めたもの
	その他	1件	ホームドア更新契約に係る遅延違約金を適正に計算するよう求めたもの
歳出 (支出)	契約	89件	委託契約に係る履行確認を適正に行うよう求めたもの
	会計処理	3件	委託契約に係る概算払の精算を適正に行うよう求めたもの
財産	財産管理	7件	遊休資産を適切に管理するよう求めたもの
その他	システム	3件	業務用端末にデータの盗難防止措置を設定するよう求めたもの
	その他	7件	AEDの管理を適切に行うよう求めたもの
合計		118件	

監査の実施に当たっては、事前に契約案件一覧や予算執行状況などで対象局の事務事業全体の状況を把握した上で、監査対象案件を抽出しています。

また、都政を取り巻く状況を踏まえて、都民の関心が高い事項や事務執行上のリスクが高い事項などを「重点監査事項」として設定することで、効率的な監査に努めています。

### 重点監査事項

- 監査対象局の事業の特性、社会経済状況や事業執行上のリスクを考慮して、局ごとにテーマを設定し、監査を実施しました。その結果、重点監査事項として26件の指摘等を行いました。



## 主な指摘事項

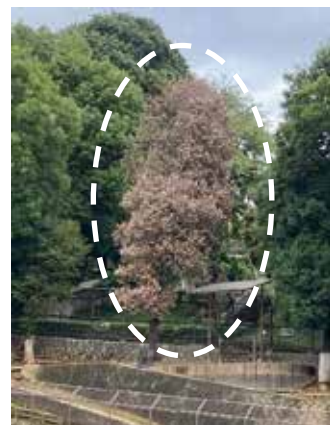
樹木のナラ枯れによる被害の対処内容を定めることやナラ枯れの被害予測を行う等の経済的な対策を求めたもの

建設局は、ナラ枯れ（虫が媒介する菌により樹木が枯死すること）による都立公園等の樹木や街路樹の倒木等被害を防止するため、対策を行っています。これについて次のとおり、改善すべき点が認められました。

- ① ナラ枯れの被害状況を把握し、対処内容を定めた上で、都立公園等の管理を行う指定管理者や街路樹を管理する建設事務所へ指示するなどの対応を行っていない
- ② 各公園等において漏れなく被害木の対処を行っているか確認できない
- ③ ナラ枯れの被害予測を行った上で計画伐採本数を定める等、経済的な対処を行っていない

そこで、倒木などから公園等の利用者の安全を確保するため、具体的な方針を決定し、経済的に対処するよう求めました。

ナラ枯れ被害木



庁舎の警備保安管理業務委託において、仕様内容を改めるとともに履行確認を適正に行うよう求めたもの

産業労働局が管理を委任されている庁舎における警備保安管理業務委託について、次のとおり、改善すべき点が認められました。

- ① 仕様書に庁舎内の巡視回数が定められておらず、業務日誌の記録からは一部の履行場所の実施状況が確認できない
- ② 設備の運転監視や日常点検の一部について、業務日誌等の記録がなく、履行を確認できない
- ③ 仕様書上、対象としていない設備機器の運転管理を行わせている

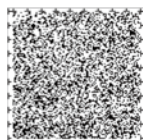
このような状況は、仕様書上、点検記録等の報告を定めていないなど、仕様の内容に不十分・不正確な点があることに起因しています。また、履行が確認できない状況であるにもかかわらず、検査を合格として委託料を支払っていたことは適正ではありません。

そこで、警備保安管理業務委託の仕様内容を改めるとともに履行確認を適正に行うよう求めました。

### ○ 東京都財務諸表について

都では、複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）を作成・公表しており、監査委員は、定例監査の中でこれら財務諸表の監査を行っています。

令和4年度東京都財務諸表は、監査した限り、重要な点において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められました。



## 2 工事監査

令和5年は、主に令和4年度に都が締結した100万円以上の工事を中心に1,582件（約9,615億円）の工事を抽出して監査を行い、24件の指摘、3件の意見・要望を行いました。（実施金額率：38.2%、実施件数率：9.3%）

指摘等27件を区分別に整理すると、表のとおりです。

区分		件数	主な内容
設計	条件明示等	1件	受水槽の耐震設計を適正に行うよう求めたもの
	工法等の選定	2件	指針等と異なる設計を行う場合の検証について、検討を求めたもの
積算	単価設定	8件	現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行うよう求めたもの
	諸経費等	8件	林道工事における諸経費の積算を適正に行うよう求めたもの
施工	施工管理	2件	鉄筋組立ての施工管理を適切に行うよう求めたもの
	変更手続	1件	施工条件に基づく計画書の作成及び変更協議を適切に行うよう求めたもの
設計・施工ほか		5件	地下構造物の解体に伴う安全対策を適切に行うよう求めたもの
合計		27件	

監査の実施に当たっては、事前に対象局から100万円以上の工事調書の提供を受け、契約金額や落札率などに着目しながら、監査する工事案件を抽出しています。

### 技術職員の専門性



工事監査は4職種（土木、建築、機械、電気）の技術職員が担当しています。

それぞれの職種の専門性を活かし、各工事の計画、設計、積算、施工等の各段階について監査を実施しています。



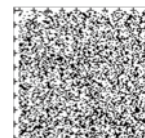
工事監査の様子

### 重点監査事項

コロナ禍での設計・工事においては、対面での会議や現場へ赴く頻度が依然として高くないことから、設計や施工の条件に関する整理・把握・確認に加え、現場での調査・立会いなどが不十分となる可能性があります。

そこで、工事の有効性の観点から、特に施工段階における「施工条件」に着目し、所期の目的を達成し効果を発揮する工事となっているか、各局を統一的、横断的に検証しました。

その結果、重点監査事項として6件の指摘を行いました。



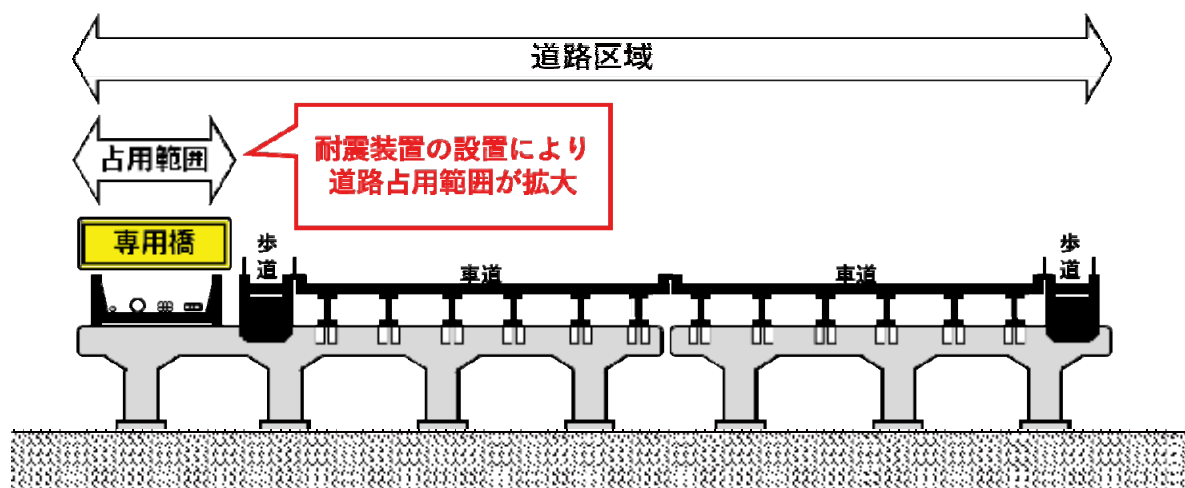
## 主な指摘事項

専用橋の耐震補強工事において、工事に必要な手続が遅れ、工事を始めることができなかったため、手続を適切に行うよう求めたもの

水道局は、水道管や電線等ライフラインのための専用橋の耐震補強工事を行っています。施工に当たって、耐震装置の新設部分などが道路占用範囲に追加されることから、道路管理者に対し道路占用の変更申請が必要でした。

しかし、申請が適切な時期に行われていなかったことから、工事着手日までに許可が得られず、着手後すぐに工事を中止していました。仮に、申請を適切な時期に行っていた場合、60日間の工事中止が不要となり、その経費約877万円を削減できました。

そこで、局に対し、申請を適切な時期に行うよう求めました。



上層階に設置する受水槽の耐震設計に用いた数値が、設計標準に適合していなかったため、耐震設計を適正に行うよう求めたもの

東京消防庁は、消防署出張所庁舎の改築に伴い給排水衛生設備の工事を行っています。

東京消防庁庁舎等設計標準では、庁舎用の受水槽を含む給排水設備は、防災機関として重要設備とされていることから、建物の上層階の受水槽について耐震設計に用いる設計用水平震度（設計に用いる地震の強さを表す係数で、設備機器を設置する地域や階高の影響を考慮したもの）は2.0と定められています。

しかし、受水槽の設計図書では、一般的な受水槽に用いられる設計用水平震度1.5で耐震設計を行っていました。

そこで、庁に対し、受水槽の耐震設計を適正に行うよう求めました。





コラム

監査により安全性が確保されたもの



監査について、だんだん分かってきた気がするよ。  
でも、監査って、無駄な経費を無くしたり、効率を高めたり、お金に関する  
ことがメインなのかな。

もちろん、経済性や効率性は重要な観点の一つだよ。でもね、監査では**安全性**  
の確保の視点から指摘を行った事例も多くあるよ。



監査も都民の**安全・安心**に注目しているんだね。

安全性に係る指摘・改善事例

中央卸売市場の一部の場の通用口について、監視カメラの設置等がされておらず、人通りの少ない時間などに不審者が入場した場合に適切に監視ができない状況となっていたものがありました。【令和2年定例監査】

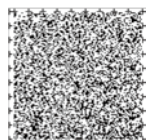
この監査結果を受け、市場は指摘を受けた通用口に対して、監視カメラの設置を完了しました。

港湾局は、臨海トンネル換気塔のステンレス鋼板製外壁パネルが剥落したため、新造の外壁パネルと交換しました。この換気塔は、しゅん工後20年以上が経過しているため、交換したもの以外のパネルについても、剥落の予防に必要な維持補修等を行うべきですが、局はこれを行っていませんでした。【令和4年定例監査】

この監査結果を受け、局は、外壁パネルの点検及びボルトにゆるみがあった場合の増し締めをしました。また、施設に異常がないかを日常的に巡回して確認するとともに、合いマーク（ボルトのゆるみを目視するためにつけたマーク）の状態を定期点検でチェックするとしました。

大きいマンホールの設計において、手引では、下水道管きよの開口部同士の間隔が狭い場合、間に挟まれた壁の断面力（外力に抵抗する構造部材内部に生じる力）を算定することとしています。しかし、設計図面や構造計算について見ると、手引に基づいた断面力の算定をしておらず、監査を受けて検証した結果、開口部周辺に設置された鉄筋量が不足し、補強鉄筋の径を太くするなどの対策が必要であることが判明しました。【令和4年工事監査】

この監査結果を受け、局は、下水道管きよの開口部の構造計算を再度行い、鉄筋径を当初より太くする構造に変更しました。





### 3 財政援助団体等監査

令和5年は、都が補助金等の交付や出資を行っている団体のうち、補助金等交付団体113団体、出資団体10団体、公の施設の指定管理者1団体の計124団体を対象団体として選定し、監査を実施しました。

対象団体及びその所管局について、原則として令和3年度及び令和4年度の事業を対象として監査を実施した結果、48件の指摘、2件の意見・要望を行いました。

指摘等50件を区分別に整理すると、表のとおりです。

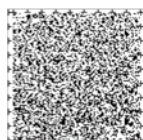
項目	区分	件数	主な内容
支出	契約	22件	仕様書の作成を適切に行うよう求めたもの
	会計処理	1件	補助金に係る会計処理を適正に行うよう求めたもの
	補助金等	25件	過大に交付した補助金の返還を求めたもの
財産	財産管理	1件	負担金で取得した財産の管理を適正に行うよう求めたもの
	物品管理	1件	供用物品に係る手続及び管理を適正に行うよう求めたもの
合計		50件	

#### ● 監査の主な着眼点

対象団体	着 眼 点
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業は、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか</li> <li>補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか</li> </ul>
出資団体 <small>※都が資本金等の 4分の1以上を出資</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の事業は、出資又は出えんの目的・計画に沿って適切に運営されているか</li> <li>団体の会計経理等は、適正に行われているか</li> <li>費用対効果を踏まえた経営がなされているか</li> </ul>
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>公の施設の管理運営は、管理を行わせている趣旨に沿って、適切に行われているか</li> <li>管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか</li> </ul>

※ 団体の選定に当たっては、主に以下を勘案し選定しています。

- 補助金交付額などが高額
- 東京都政策連携団体など都との関連性が強い団体
- 前回の監査から一定期間経過



## 主な指摘事項

### 対象者数の誤りなどの理由により過大に交付されていた補助金の返還を求めたもの

福祉局が保育施設を運営する社会福祉法人等に対して交付している東京都保育サービス推進事業補助金について、16法人が運営する18施設において、延長保育事業やアレルギー児対応等に係る加算対象児童の人数に誤りがあったことなどにより、合計1,543万余円が過大に交付されていました。

また、障害者支援施設を運営する社会福祉法人等に対して交付している東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金について、2法人が運営する2施設において、対象人数の実績報告に誤りがあったことにより、合計52万余円が過大に交付されていました。

このほか、生活文化スポーツ局が学校法人に交付する私立学校経常費補助金で24万円、産業労働局が政策連携団体である財団に交付する補助金で45万余円、それぞれ過大に交付されていました。

そこで、各法人等に対して過大に交付された補助金について返還を求めるとともに、局に対して補助金返還請求を行うよう求めました。

### 電子情報処理委託契約に秘密保持などの特約事項を適正に定めるよう求めたもの

政策連携団体である法人において、法人の情報処理システムの開発及び維持管理を委託する場合には、①秘密の保持、②目的外使用の禁止、③委託処理により生じたものの権利の帰属、④記録媒体及び記録物の保存の方法・期間、⑤電子情報処理システムを用いた電子情報に関する処理条件の5つの事項を全て特約しなければならないと、電子情報処理要綱で定めていました。

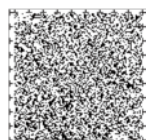
しかし、抽出により契約に係る状況を確認したところ、要綱で定める5つの特約事項全てを仕様書に定めた委託契約は認められませんでした。

そこで、法人に対し、電子情報処理委託契約の仕様書に特約事項を適正に定めるよう求めました。

### ○ 組織委員会への監査について

令和2年12月から継続して実施した、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に対する監査については、令和5年6月に、結果をとりまとめた報告書を公表しました。

報告書では、組織委員会の活動全般を包括的に検証し、評価されるべき点、必ずしも適切とは認められない点の両方を示しました。その上で、監査で明らかになった事項が、都の事業のみならず将来における国際大会の運営などに生かされ、より良い事業の実施に結びついていくよう、所見を述べました。



## 4 行政監査

### 令和5年行政監査テーマ：

#### 公の施設の指定管理（利用者ニーズに応える施設の管理運営）

都では、東京都福祉のまちづくり条例をはじめ、様々な条例・法律の制定、改正を受け、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めています。そこで、都が保有する各種施設の中から、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である「公の施設」に焦点を当て、指定管理者により管理運営されているこれらの施設が、バリアフリー等の視点から、利用者ニーズに答えているかについて検証を行いました。

監査の対象として、23施設（スポーツ関連施設、霊園及び公園、都営住宅、見本市・展示会施設）を選定し、7団体（指定管理者）及び5局に対して監査を実施しました。

その結果、20件の指摘、16件の意見・要望を行いました。

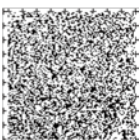
### 主な指摘事項等

#### より一層のバリアフリー化に取り組むことを求めたもの

スポーツ関連施設や霊園及び公園の老朽化した施設等において、次のようなユニバーサルデザインとなっていない状況が一部認められました。

- ① 視覚障害者等を誘導するための音声標識ガイドシステムが故障している
- ② 点字ブロック上にマットが設置され、視覚障害者が点字ブロック上を歩行する際の支障となっている
- ③ 車椅子でのアクセスが容易ではない箇所があるが、こうした現場状況についての情報発信がない

そこで、利用者の視点に立った検証を行い、局と各指定管理者が連携してハード・ソフト両面から、より一層のバリアフリー化に取り組むことを要望しました。



## 一時滞在施設の運営計画を適切に整備するよう求めたもの

スポーツ関連施設や見本市・展示会施設は、発災時に帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設に指定されています。

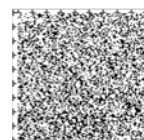
しかし、災害時の運営計画を見たところ、要配慮者等の優先スペースの設定など、必要とされる事項が定められていませんでした。

そこで、各指定管理者に対して、一時滞在施設の運営計画を適切に整備することを求めました。



## 監査結果を踏まえた所見

- 各施設においては、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも、社会状況に対応しながら施設の管理運営を行い、東京 2020 大会に伴う整備によるアクセシビリティ向上、デジタル技術を活用した手続の導入や情報発信による利便性向上、指定管理者の自発的な整備による快適性向上など、それぞれ利用者サービスの向上に取り組んでいる状況が確認できました。
- 一方、次のような状況が認められたため、指摘及び意見・要望を行いました。
  - ・ 施設の利用に当たって提供される情報の誤りや不足等
  - ・ デジタル技術等を活用したサービスや手続に対する取組に一層の対応が望まれる状況
  - ・ ソフト・ハード面からのバリアフリーの対応が不十分
  - ・ 利用者の特性に応じた適正・適切な対応ができていない
  - ・ 利用者サービスの向上、安全管理に向けた取組に問題
  - ・ 指定管理者制度等に基づく管理運営、その監督・指導の状況に問題
- 局及び指定管理者には、利用者ニーズを的確に捉えた施設の管理運営水準の維持を図るとともに、指摘及び意見・要望を踏まえ、日々の創意工夫、PDCA サイクルの運用による必要な見直し等を通じ、適時、適切に業務内容の検証、改善を行い、更なる利用者サービスの向上及び行政の効率化を図ることが求められます。
- 今回、監査対象となった施設だけでなく、他の施設においても、バリアフリー等の視点から、多様な利用者に対するサービス提供体制を整えることによって、全ての人が平等に施設を利用できる環境の更なる整備、改善が進められることを期待します。



## 5 決算審査等

地方自治法等に基づき、令和4年度決算などの審査を実施しました。  
また、毎月1回、都の現金の出納の検査も実施しました。



### 1 決算審査

#### ○ 各会計歳入歳出決算審査

**審査の目的**▶ 決算の数値が正しいか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査しました。

**審査の対象**▶ 令和4年度東京都一般会計及び17の特別会計

**審査の結果**▶ 歳入歳出決算書等は、審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められました。なお、会計処理、財産に関する調書の計数について一部に是正・改善を要する事項が認められたため、32件の指摘を行いました。

#### ● 「財産に関する調書」の誤り

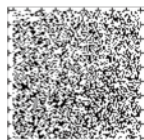
財産種別	登載状況	件数等
土地	過大登載	0.06 m <sup>2</sup>
	登載漏れ	21.64 m <sup>2</sup>
建物	過大登載	1,349.03 m <sup>2</sup>
	登載漏れ	3,729.97 m <sup>2</sup>
出資による権利	過大登載	484万7,444 円
	登載漏れ	6,076万8,775 円
物品	過大登載	9 点
	登載漏れ	12 点
債権	過大登載	9億9,000万 円

#### ○ 公営企業各会計決算審査

**審査の目的**▶ 決算の数値が正しいか確認するとともに、経済性の発揮及び公共性の確保の観点から、各会計の経営成績や財政状態などについて審査しました。

**審査の対象**▶ 令和4年度東京都公営企業各会計（10会計）

**審査の結果**▶ 各会計の決算その他関係書類は、審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められました。なお、会計処理等について一部に是正・改善を要する事項等が認められたため、3件の指摘を行いました。





## 2 基金運用状況審査

**審査の目的**▶ 定額の資金を運用するため設置されている基金について、1年間の運用状況を示す調書が正しく作成されているか審査しました。

**審査の対象**▶ 令和4年度東京都区市町村振興基金  
令和4年度東京都用品調達基金

**審査の結果**▶ 計数に誤りのないことが認められました。



## 3 例月出納検査

**検査の目的**▶ 毎月1回、各会計における現金出納に関する諸帳簿の計数が正しいか、現金保管が正しく行われているかについて検査しました。

**検査の対象**▶ 東京都一般会計及び特別会計、東京都公営企業各会計  
※ 令和4年12月分～令和5年11月分

**検査の結果**▶ 現金出納に関する諸帳簿に誤りはなく、各検査日における現金保管も正しく行われていると認められました。

## 4 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

**審査の目的**▶ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標について算定が正しく行われているか審査しました。

**審査の対象**▶ 令和4年度健全化判断比率、令和4年度資金不足比率（東京都公営企業各会計（9会計）に東京都と場会計（特別会計）を加えた10会計）

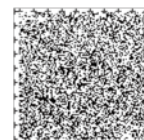
**審査の結果**▶ 算定に誤りのないものと認められました。

## 5 内部統制評価報告書審査

**審査の目的**▶ 内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査しました。

**審査の対象**▶ 令和4年度東京都内部統制評価報告書

**審査の結果**▶ 審査に付された内部統制評価報告書は、評価手続に沿って評価が行われており、評価結果の記載は相当であると認められました。



## 6 住民監査請求に基づく監査

地方自治法は、毎年経常的に行っている監査のほかに、都民からの請求に基づいて監査委員が監査を行う「住民監査請求」という制度も定めています。

住民監査請求は、都民が、都の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときに、損害の補填など必要な措置を請求できる制度です。

令和5年は、19件の住民監査請求がありました。請求の要件を備えている2件については、監査を実施し、いずれも請求人の主張には理由がないと判断しました。

### 対象

都の財務会計上の行為

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

### 請求期間

①～④については、原則、行為があった日から1年です。  
⑤及び⑥については、請求期間の制限はありません。

住民監査請求に基づく監査を行う要件は、地方自治法で定められています。

#### <形式的要件>

- ① 違法・不当な行為者として、都の知事等執行機関又は職員の明示があること
- ② 請求人は、都の住民であること（個人、法人を問わない）
- ③ 違法・不当な事実を証する書面が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

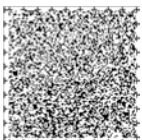
#### <実質的要件>

- ① 都の財務会計上の行為であること
- ② 請求事項を特定できる程度の具体性があること
- ③ 違法・不当とする事実又は理由の指摘があること
- ④ 行為の結果として、損害又はそのおそれがあること

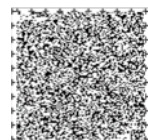
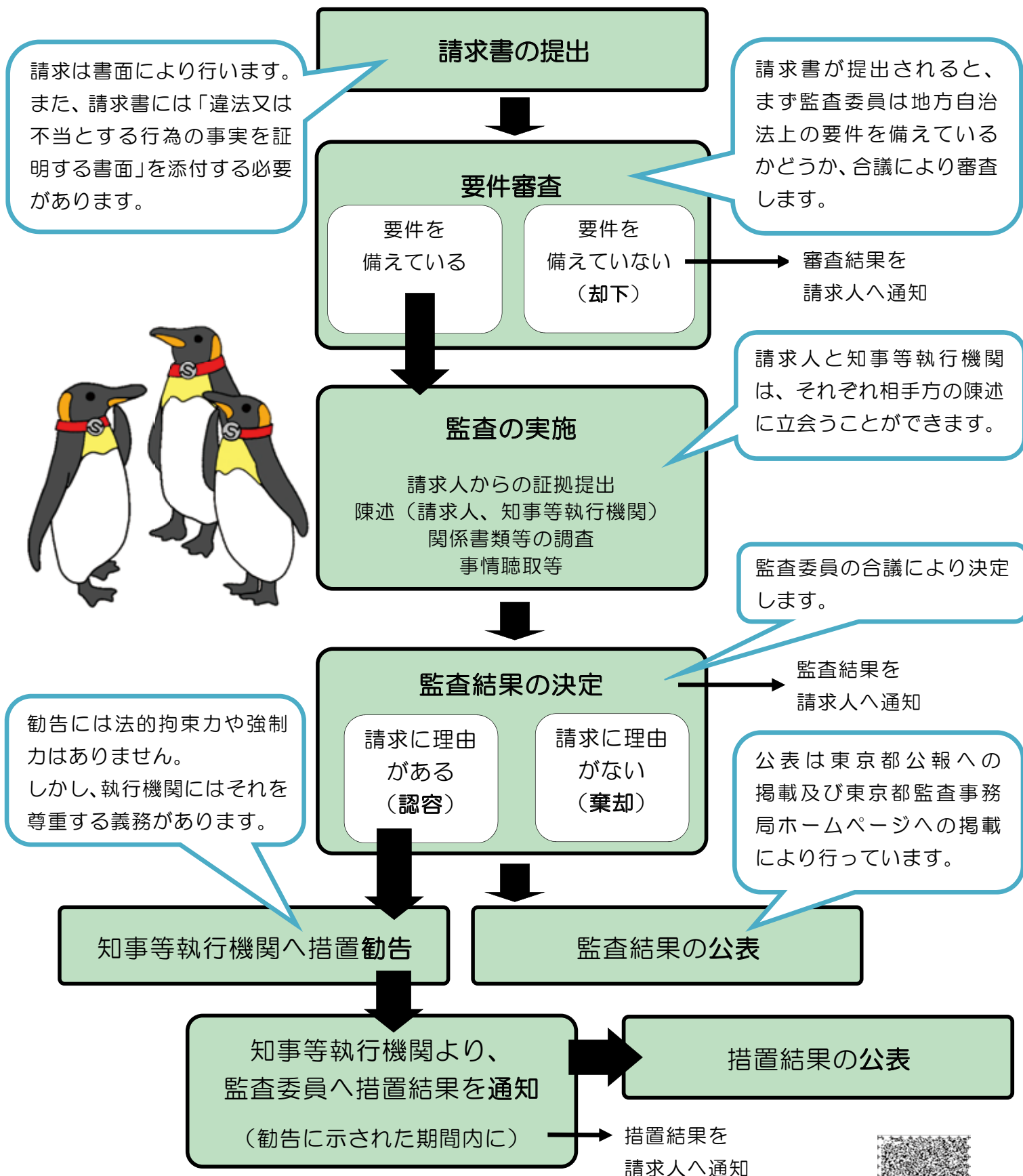
### 監査結果

監査結果は、請求のあった日から60日以内に決定しなければならないと定められています。

監査結果に不服がある場合、請求から60日以内に監査結果を決定しない場合には、裁判所に対して住民訴訟を提起することができます。



■ 住民監査請求の主な事務の流れ



## 7 改善措置

都では、監査委員が行った指摘及び意見・要望に基づいて知事等が講じた改善措置について、6月と12月の年2回公表し、フォローアップに努めています。

### ● 措置状況

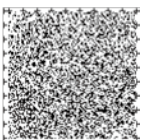
	措置対象	改善中	改善済
令和5年6月（第1回）	130件	26件	104件
26件（改善中） + 153件（令和5年定例監査及び令和4年度決算審査の新たな指摘等）			
令和5年12月（第2回）	179件	43件	136件

監査は、指摘した問題点が改善されてはじめて効果を発揮するんだよ！



### ● 措置の主な内容

措置区分		第1回	第2回	主な内容
是正・改善措置	返還・戻入等	19件	5件	過大交付した補助金等が返還されたもの
	財産・物品管理	5件	10件	施設等の管理状況を改善したもの
	会計処理	4件	29件	決算関係書類の計数を修正したもの
	事務処理等	17件	17件	法令等に基づいた事務手続に是正したものの事務処理等をより効果的・効率的にしたもの
再発防止の取組	要綱等の制定・改正	2件	1件	要綱を改正したもの
	契約・仕様等の見直し	11件	9件	類似の契約等の方法を改めたもの仕様書等への記載事項を見直したもの
	ルール・体制の構築	25件	22件	事務処理ルールを改善・構築したもののチェック体制を強化したもの
	研修等の実施	21件	43件	関係職員を対象に研修を実施したものの再発防止策を周知徹底したもの
合計		104件	136件	



## 主な改善事例

受変電設備の整備において、耐震性を高めるため補強工事を実施したもの【令和4年工事監査】

### 【指摘】

環境局が行う変電所の受変電設備の整備工事において、アンカーボルトが建築構造体に打ち付けられておらず、地震発生時に受変電設備が移動又は転倒するおそれがある状況が認められました。

そこで、アンカーボルトの施工管理を適切に行うよう求めました。

### 【措置】

局は、アンカーボルトを建築構造体である鉄筋コンクリートの床に打ち付ける補強工事を完了しました。

また、監査指摘を事例集にまとめ、これを活用した職場研修を定期的を実施することで、再発防止を図ることとしました。

業務用スマートフォンの紛失・盗難に備え、手引を制定し、データの盗難防止措置を設定したもの【令和5年定例監査】

### 【指摘】

都市整備局では、業務用スマートフォンの運用に当たり、遠隔消去機能等によるデータの盗難防止措置を設定しないまま、職員にスマートフォンを利用させていました。

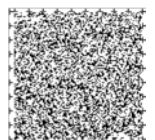
庁舎外で業務用スマートフォンを紛失した場合、連絡先情報や発着信履歴が漏えいするリスクがあり、今後、スマートフォンで機密性の高い情報を扱う事務が拡大していくことも考えられるため、データの盗難防止措置を設定していないことは適正ではありません。

そこで、業務用スマートフォンについて、早急にデータの盗難防止措置を設定し、適正に管理するよう求めました。

### 【措置】

局は、業務用スマートフォン等の適切な利用のために新たに制定した手引に基づき、当該部署の全てのスマートフォンについて、紛失時に遠隔からデータを消去できるようにしました。

また、スマートフォン等の管理簿に、遠隔消去機能が設定済みかどうか明確にするための欄を設け、遠隔消去機能が利用できる状態での使用を徹底することとしました。







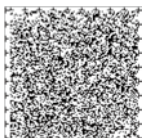
監査に関する情報はこちらどうぞ！



## ◎ 監査事務局ホームページ

監査事務局ホームページでは、監査制度の概要、各種監査結果・改善措置など報告書の全文（PDF ファイル）、住民監査請求の結果など様々な情報を掲載し、監査指摘等の検索機能も充実しています。

<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>



令和6年8月発行登録第3号  
発行 東京都監査事務局総務課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号都庁第一本庁舎 北塔41階  
印刷 株式会社 騰栄社

